

乗られましたか？ ハイブリッド車に



宍戸 栄徳
(香川大学大学院
地域マネジメント研究科 教授)

Harunori
Shishido

- 1** 6月1日にアメリカ大手自動車メーカーGMが経営破綻しました。日本の自動車メーカーも販売台数が急激に落ち込んで苦しい経営を強いられています。そのような中でハイブリッド車の人気が高まっています。6月の車種別の販売台数でみると、5月に新型を発表したばかりの「プリウス」の販売台数は2万2,292台（旧型含む）で軽自動車も含めた中で1位になっています。プリウスは今注文しても納車は来年3月頃になるという異常な人気ぶりが報道されています。
- ハイブリッド車の人気の秘密は、燃費が良いことと騒音が小さいことが主たる要因かと思われます。騒音の小ささは走行時にモータのみで駆動しているときは「電気自動車」状態になるためエンジン音が完全に無くなることによります。このことは非常に優れた特性であるはずなのですが、「自動車は一定程度騒音を発生する」ものだという常識があるため、歩行者がハイブリッド車の接近に気づかないという現象が発生します。高齢者や耳の不自由な方だけでなく、特に聴覚に異常の無い方でも起こります。みなさんの中にも突然車がすぐ傍に来ているのに驚かれた経験をお持ちの方もおられるのではないかと思います。
- 2** 燃費についてはハイブリッド車以外でも改善が図られ、購入にはエコカー減税が後押しをしているようです。「エコカー減税」は景気対策の一環として行われ、正式名称は「環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税・自動車取得税の特例措置」といいます。国土交通省の発表を見てみると、「エコカー減税」では重量税と取得税が免除または軽減されます。重量税は2009年4月1日～2012年4月30までに車検を受けた車両に、自動車取得税は2009年4月1日～2012年3月31日に登録・届出された車両に適用されます。対象となる自動車は電気（燃料電池車を含む）、天然ガス、ハイブリッド（プラグインハイブリッドを含む）、ディーゼル、低燃費・低排出ガス認定（以下、認定車と記述）の各自動車となっています。軽減率は燃費によって変わるので詳細は省略します。
- エコカーでは燃費が良くなっています。同じだけの距離を走行するのに必要なガソリンの消費量は減るわけですからその意味ではCO₂削減に効果があり環境に優しいという事が言えます。ただ、景気対策の一環として「エコカー減税」が行われ、前回本欄に書いた「ETC割引」と合わせて考えると、経済活動を活性化するために車の総走行距離を増加させるという意図があることも否定できません。
- 3** さらに、「環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度」というものもあります。国土交通省によれば、「環境性能の良い新車の買い換え・購入を促進することにより、環境対策と景気対策を効果的に実現するべく、平成21年度補正予算により環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度を開始する。（経済産業省と連携）」となっています。補助金には、[1] 経年車の廃車を伴う新車購入補助と[2] 新車購入補助（経年車の廃車を伴わないもの）の2種類があります。[1]は車齢13年超車から2010年度燃費基準達成車への買い換えで25万円、[2]では環境性能の良い新車を購入するときに10万円（それぞれ登録車の場合）の補助金がです。これは手続きが平成22年3月31日に終了している事が要件となっています。
- 4** 新車を買いなさいと言うような文章になってしましましたが、あくまでも必要に迫られて購入・使用される方は少しでも環境を配慮した車で経済の活性化に貢献してくださいということです。不要不急の車の使用は控え、必要な走行は低燃費車でCO₂や騒音の増加を極力抑えるというバランスがうまく取れることを期待したいと思います。

中央会だより 1

FROM青年部 ~平成21年度通常総会を開催~

6月30日、本会青年部はオーネット高松(高松市)において青年部会員56名と来賓多数出席のもと、平成21年度通常総会を開催しました。

石井青年部会長の「景気の低迷等が心配されておりますが、趣向を凝らした運営で青年部を盛り上げていきます。」との挨拶の後、本会谷野克明専務理事より「先行き不透明な状況が続いておりますが、若い人たちの創意工夫で青年部活動を盛り上げていくことを期待します。」と挨拶がありました。

その後、決算報告、事業計画、予算の審議が行われ、原案のとおり承認されました。

議案審議後、来賓の四国経済産業局産業部長土居修身様、香川県商工労働部長濱田厚史様、独立行政法人中小企業基盤整備機構四国支部長渡辺文夫様より祝辞を頂きました。

引き続いて、青年部顧問の鎌田守恭氏の祝辞の後、株式会社商工組合中央金庫高松支店長久家幸一郎様の乾杯の発声のもとに懇親会が開催されました。和やかな雰囲気のもと、情報交換とともに会員相互の懇親を深められました。



▲挨拶を行う石井青年部会長



▲懇親会の様子

中央会だより 2

ものづくり中小企業製品開発等支援補助金の公募について

「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金」の応募を、本会が申請窓口となって受け付けていますので、ご応募ください。なお、第1回公募締切(6月24日)分の採択結果は、下記、全国中小企業団体中央会のホームページをご覧下さい。

○試作開発等支援事業

中小企業者が自ら行う特定ものづくり基盤技術(※)を活用した試作品開発から販路開拓等の取組に要する経費の一部を補助します。

補助率は、補助対象経費の3分の2以内。

補助限度額は、1件当たり1億円(下限は100万円)。

(※)特定ものづくり基盤技術として20業種が指定されています。

組込みソフトウェア、金型、電子部品・デバイスの実装、プラスチック成形加工、粉末冶金、溶射、鍛造、動力伝達、部材の結合、鋳造、金属プレス加工、位置決め、切削加工、織染加工、高機能化学合成、熱処理、溶接、めっき、発酵、真空の維持

申請様式等については、全国中小企業団体中央会のホームページで閲覧することができます。

<http://www2.chuokai.or.jp/hotinfo/monodukuri.htm>

お問い合わせ先

香川県中小企業団体中央会

高松市福岡町2丁目2番2-401号(香川県産業会館4階)

TEL:087-851-8311 FAX:087-822-4377

あなたの経営課題を解決します!

～地域力連携拠点(窓口相談)をご活用ください～

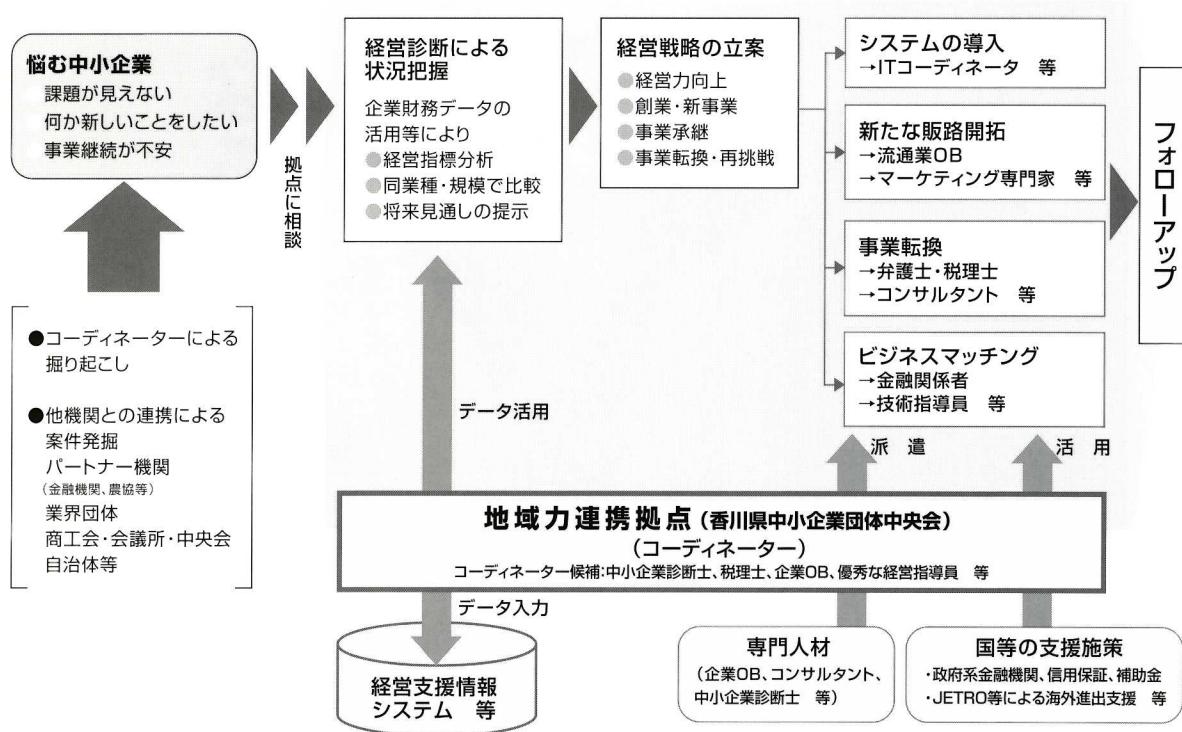
平成21年度地域力連携拠点事業(四国経済産業局委託事業)

ご相談は 無料 です。まずはご相談から。

香川県中小企業団体中央会は、専属の応援コーディネーターや中央会指導員がご相談をお受けし、専門家の派遣や経営セミナーの実施、関連する支援策を実施している支援機関等との連携により、中小企業の皆様の経営課題の発掘や解決等を積極的にサポートいたします。

経営資源や経営課題をより的確に把握したい方、地域資源の有効活用を検討したい方、農商工連携に取り組みたい方、新事業展開を図りたい方など、ぜひご相談下さい。

地域力連携拠点の支援の流れ



ご相談・お問い合わせは…

香川県中小企業団体中央会

〒760-8562 高松市福岡町2丁目2番2-401号(香川県産業会館4階)

TEL (087) 851-8311 FAX (087) 822-4377

URL:<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/> E-mail:staff@chuokai-kagawa.or.jp

中央会だより 4

中小企業組合検定試験のお知らせ

中小企業組合に従事する役職員の資質の向上を図るため、その職務の遂行に必要な知識に関する試験を行い、試験合格者の中から一定の実務経験を有する者に対し、中小企業組合士の称号を与える制度です。

現在、全国で3,422名(平成21年6月1日現在)の中小企業組合士が登録されており、組合や商工中金等それぞれの分野において活躍しております。是非、皆様方のチャレンジを期待します。

**平成21年度
中小企業組合
検定試験**

JUST TRY

**中小企業
組合士になろう!**

1組合 1組合士

組合のあしたを拓く組合士

■受験資格
特になし
(ただし、組合士として認定されるには組合等での実務経験が必要です。)

■試験科目
●組合会計 ●組合制度 ●組合運営

■試験日
平成21年12月6日(日)

■試験地
札幌、青森、仙台、秋田、さいたま、
東京、長野、静岡、名古屋、大阪、
松江、岡山、広島、山口、高松、福岡、
長崎、大分、鹿児島、那覇

■願書受付期間
平成21年9月1日(火)～10月15日(木)

■受験料
5,000円
(ただし、一部科目免除者は3,000円)

■その他
申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会にお問い合わせ下さい。

■お問い合わせ先
都道府県中小企業団体中央会
全国中小企業団体中央会
TEL.03-3523-4907
<http://www.chuokai.or.jp>

主催／ 全国中小企業団体中央会 後援／中小企業庁 協力／都道府県中小企業団体中央会

■お問い合わせ先 本会 総務部(TEL:087-851-8311)

※受験のためのテキストもありますのでご活用下さい。

独占禁止法が改正されました

平成21年6月3日、独占禁止法改正法が成立し、10日に公布されました。

主な改正点は下記の通りです。

■課徴金制度等の見直し

(1) 課徴金の適用範囲の拡大

- 排除型私的独占
- 不当廉売、差別対価、共同の取引拒絶、再販売価格の拘束（それぞれ同一の違反行為を繰り返した場合）
- 優越的地位の濫用

(2) 主導的事業者に対する課徴金を割増し（5割増し）

- (3) 課徴金減免制度の拡充（最大5社、グループ申請可）
- (4) 事業を承継した一定の企業に対しても命令を可能に
- (5) 命令に係る除斥期間の延長（3年⇒5年）

課徴金算定率

(現行法)		()内は中小企業の場合	
	製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限	10% (4%)	3% (1.2%)	2% (1%)
支配型私的独占	10%	3%	2%

+ 改正法で追加

(改正法)

排除型私的独占	6%	2%	1%
不当廉売、差別対価等	3%	2%	1%
優越的地位の濫用	1%		

■不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引上げ

（3年以下⇒5年以下）

■企業結合規制の見直し

(1) 株式取得の事前届出制の導入等

- 他の企業結合と同様に事前届出制とする
 - 届出閾値を現行の3段階から2段階に簡素化
- #### (2) 届出基準の見直し等
- 株式取得、合併等の届出基準を見直し
 - 外国会社についても国内会社と同様の届出基準を適用
 - いわゆる叔父甥会社間の合併等同一企業結合集団内の企業再編について、届出を免除

■その他所要の改正

- (1) 海外当局との情報交換に関する規定の導入
- (2) 利害関係人による審判の事件記録の閲覧・謄写規定の見直し
- (3) 差止訴訟における文書提出命令の特則の導入
- (4) 損害賠償請求訴訟における義務的求意見制度の見直し
- (5) 職員等の秘密保持義務違反に係る罰則の引上げ
- (6) 事業者団体届出制度の廃止

残業削減雇用維持奨励金のご案内

(雇用調整助成金制度)

～残業削減により労働者の雇用を維持する事業主を支援します～

◆助成金制度の概要◆

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、その雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るために、残業時間を削減して雇用の維持等を行う事業主の方に助成を行います。

◆支給手続き等◆

本奨励金を受給するためには、労働組合等との間に残業削減に関する書面による協定を締結し、当該書面の写しを添えた残業削減計画届を事前に提出する必要があります。本奨励金の支給は、事業主の指定した対象期間(1年間)の初日から6か月ごとに区分した判定期間ごとに2回に分けて行い、支給申請期間は当該判定期間の末日の翌日から起算して1か月となります。

◆支給額◆

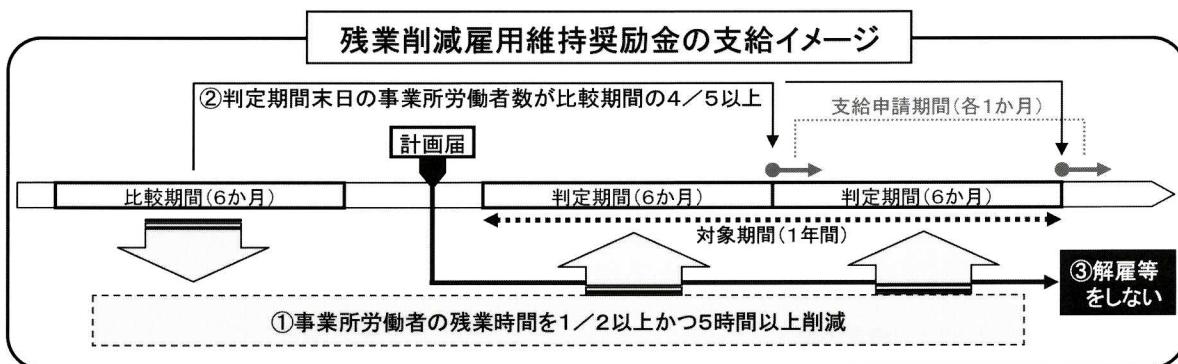
支給額は、各判定期間の末日時点における有期契約労働者及び役務の提供を受けている派遣労働者1人当たり、判定期間ごとに以下のとおりです。(ただし、上限はそれぞれ100人とし、残業削減計画届の提出日の翌日以降に新たに雇い入れられた人等は対象となりません。)

	【有期契約労働者】	【派遣労働者】
中小企業事業主	15万円(年30万円)	22.5万円(年45万円)
中小企業事業主以外の事業主	10万円(年20万円)	15万円(年30万円)

◆支給要件◆

本奨励金は、売上高又は生産量等の指標の最近3か月間の月平均値がその直前の3か月又は前年同期に比べ5%以上減少している事業所(中小企業の場合は直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満でも可)の事業主に対し、それぞれの判定期間において、以下の支給要件を満たした場合に支給します。

- ① 判定期間における事業所労働者(事業所の雇用保険被保険者及び事業所に役務の提供を行なう派遣労働者)1人1月当たりの残業時間が、比較期間(計画届の提出月の前月又は前々月から遡った6か月間)の平均と比して1/2以上かつ5時間以上削減されていること
- ② 判定期間の末日における事業所労働者数が、比較期間の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること
- ③ 計画届の提出日から判定期間の末日までの間に事業所労働者の解雇等(有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。)をしていないこと



★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)

商工中金だより

「中央会推薦貸付制度」のご案内

●貸付制度の概要

貸付対象者	香川県中小企業団体中央会ならびに当公庫が定める支援対象テーマ(※)に取組む組合・組合員で、香川県中小企業団体中央会から推薦された者
資金用途	設備資金、運転資金
貸付限度	100百万円(貸付金額は当金庫所定の審査によります)
貸付利率	当公庫所定の貸出利率_0.3%(固定金利) ただし、貸出期間5年超については、長期プライムレートを下限とします。
貸付期間	当金庫所定の審査によります
担保	当金庫所定の審査の結果、必要となる場合があります
保証人	(組合へのご融資の場合)原則、組合役員 (組合員へのご融資の場合)原則、代表者1名
期限前返済	可能です。ただし、期限前返済手数料が発生する場合がございます

当公庫の審査の結果ご融資できない場合もございます。(審査の結果につきましては、直接お申込人に回答いたします。)

※具体的な支援対象テーマ

- 新設組合支援
- 女性・子育て支援
- ものづくり支援
- 環境対策支援
- 地域資源活用支援(農商工連携を含む)
- BCP支援

【お問い合わせ先】

株式会社 商工組合中央金庫 高松支店

〒760-0052 高松市瓦町1-3-8

TEL 087-821-6145 FAX 087-851-6074

日本政策金融公庫だより

●中小企業事業からのお知らせ●

【貸付制度のお知らせ】

なお、下記掲載は貸付制度の一部ですので、詳しくは日本政策金融公庫高松支店中小企業事業までお気軽にお問い合わせください。

融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)	融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)
新事業育成資金	6億円	特別利率③ ただし、6年目以降は 基準利率+0.2%	6億円	設備 15年 運転 7年	地域活性化・雇用促進資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①②③ (③-0.4)	5億4千万円	設備 20年 運転 7年
新事業活動促進資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①③	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	環境・エネルギー対策資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①②③ 特代工賃率 特省エネ率	4億円	設備 15年 運転 7年
IT活用促進資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①③	2億7千万円	設備 15年 運転 7年	社会環境対応施設整備資金	7億2千万円	基準利率 特別利率②	2億7千万円	設備 15年
企業活力強化資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①③	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	事業再生支援資金	7億2千万円	基準利率+2.5% 基準利率+1.0%	—	設備 10年 運転 5年
海外展開資金	2億5千万円	基準利率	—	設備 15年	企業再建・事業承継支援資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①	2億7千万円	設備 20年 運転 10年

注)同一貸付でも、信用リスクや貸付期間により、適用利率が異なります。融資利率等の詳細は日本政策金融公庫HPをご覧ください。

●国民生活事業からのお知らせ●

セーフティネット貸付が拡充!!

融資制度の主な改正内容

〈第三者保証人等を不要とする融資〉 ■ セーフティネット貸付(注)を適用する場合の上乗せ利率を引き下げます。

【制度概要】 (現行) 0.65 % ⇒ (改正後) 0.35 %

ご利用いただける方	次のいずれにも該当する方 1 税務申告を2期以上行っていること。 2 原則として、所得税等を完納していること。
ご融資額	4,800万円以内
ご返済期間	運転資金: 7年以内(うち据置期間6ヵ月以内) 設備資金: 10年以内(うち据置期間2年以内)
利 率	各融資制度に定める利率 + 0.65% (*) (*) セーフティネット貸付を適用した場合は0.35%

(注)生活衛生セーフティネット貸付を含みます。以下同じ。 ※平成21年7月10日現在の基準利率は2.2% (~5年以内)です。

※セーフティネット貸付については更に、次のとおり改正します。	○雇用維持・拡大要件を満たす場合、運転資金の貸付利率を0.1%低減します(注1)。 ○「新創業融資制度」の上乗せ利率を引き下げます。 (現行) 1.65% → (改正後) 1.2%
--------------------------------	--

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店 〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル2・3階 URL:<http://www.jfc.go.jp/>

中小企業事業(旧 中小企業金融公庫)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル3階
TEL:087-851-9141 FAX:087-822-1423

国民生活事業 融資相談係(旧 国民生活金融公庫)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル2階
TEL:087-851-0198 FAX:087-822-9274

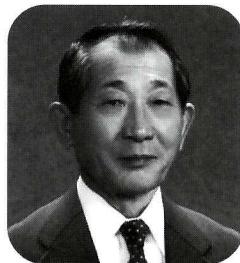
組合企業訪問 頑張つてます

こころを運ぶ

林田物流株式会社

- 所属組合 香川物流ネットワーク協同組合
- 役職名 代表理事

会社の概要



代表取締役社長 塩田 學

代表取締役社長 塩田 學
設立 昭和46年10月8日
資本金 2,000万円
従業員数 175名
住所 【本社】
〒762-0012
坂出市林田町4285-198
TEL (0877)47-1234(代)
FAX (0877)47-2111

【完成品センター】

〒762-0012
坂出市林田町4285-187
TEL (0877)47-4182
FAX (0877)47-4175

【物流センター】

〒762-0015
坂出市大屋富町2577-21
TEL (0877)47-2000
FAX (0877)47-2980

事業内容 総合物流サービス業
倉庫・保管・荷役・梱包・引越・流通加工
ホームページ <http://www.hayashida-lc.co.jp>
E-mail honsya@hayashida-g.com

沿革

昭和46年 10月 有限会社林田急配設立
昭和54年 12月 全国引越専門協同組合に加盟
香川西部センター開設
昭和58年 4月 坂出市林田町へ移転
平成 4年 3月 倉庫建設
平成 6年 8月 物流センター建設
平成 7年12月 林田物流株式会社に社名変更
及び組織変更
平成15年 3月 香川東部センター開設
平成15年 10月 現在地に本社移転
共同配送センター開設

当社は昭和46年設立ですが、創業時期が日本の経済成長時期と重なり、日本の経済発展による消費の拡大・道路網の整備とともに域内輸送から日本全国への広域輸送化に伴うトラック輸送需要の増加により社会とともに伸長してまいりました。

当社は今年で創立38年を迎えますが、当社の営む物流サービス業は社会の経済活動の中での役割は常に脇役であります。

ただ、生産があり消費がある限り必要不可欠な脇役であり、将来にわたり社会に常に必要とされる名脇役として事業を営んでまいります。

より良い輸送サービスの向上のため

林田物流の原点とも言うべき輸送業務は、これまでの歩みの中で培った知識と経験をもとに、時代の流れと物流業界の変遷に沿った効率輸送を確立、四国内の近距離輸送から、全国主要都市までの遠距離輸送にも対応しており、スピーディーで安全、かつ質の高い輸送基盤を築き上げております。

大型トレーラーによる幹線輸送から、小型車による定期的なルート配送まで、全国規模の広域なネットワークと行き届いたサービスできめ細やかな輸送体制を築き上げ、多様化する物流業務とお客様のあらゆるニーズに対応し、ひとつひとつの製品を確実にお届けする心のこもった技術で、荷主様の事業をバックアップいたします。

環境に優しい総合物流サービスを目指して



サードパーティロジスティクス(3PL)へ

3PLとは荷主様の業務効率化を目的に、倉庫の手配をはじめとして、材料・部品等の調達物流から販売物流といった物流業務全般を一括してお引き受けさせていただく包括的で総合的なアウトソーシングサービスで、荷主様の自社の経営資源を集中するための有効な手段としてニーズが高まっております。

林田物流では荷主様とのパートナーシップを基に、現状調査からより適した物流システムを分析・ご提案させて頂き、提案に基づくロジスティクス業務を請け負うことにより荷主様の物流全体に掛かるコストを削減いたします。



▲物流センター内



▲作業風景



▲倉庫風景

環境へ配慮した取り組み

林田物流では顧客満足度にこだわり、良き企業として常に物流改善に取り組み、地球環境の維持向上に努め、社会と自然との共生に貢献することを基本理念とした環境認証ISO14001の取得に向けて現在取り組んでおり、

- お客様の満足と安心の提供をします。
- 社内の省資源、省エネルギーを推進します。
- 輸送の無駄を省き環境保全に貢献します。
- 業務を標準化し、環境に対する負荷を低減します。

の基本方針に基づいた環境目的・目標を設定し、汚染の予防を図るとともに、全社員に対して環境マネジメントシステムに関する教育訓練を定期的に行い、環境マネジメントシステムの継続的改善と環境汚染予防に努めてまいります。

今後の抱負

当社は瀬戸大橋のたもとの香川県坂出市に拠点を構えて、松山・高知・徳島へ等距離という地の利を得て、四国島内へのきめ細かい配送はもちろん、四国発の島外幹線輸送のご要望に応えられる体制を整えております。

特に、豊富な倉庫群と多数の中小型車輌を活かして荷主様からお届け先までの「ダイレクト輸送」を可能とし、保管・加工の周辺業務も拡大して島内外のお客様のご支持をいただいております。

社会に必要とされる企業であるために「安全・迅速・確実」をモットーに、これからも輸送サービスの品質向上を図りつつ、倉庫・保管・荷役・梱包・引越・流通加工等周辺業務を拡大し、お客様とお客様を結ぶパイプ役として必要とされる総合物流を目指して努力してまいります。



▲本社ビル

「パワハラのない職場を目指して」

今春、労災認定基準にパワーハラスメントを考慮した項目が新たに追加されました。

(財)21世紀職業財団は10年以上にわたりセクシュアルハラスメント防止のための事業を行ってきた経験を活かして、今年度から「パワハラのない職場作り」を推進しています。本講座では「パワハラとは何か」と「パワハラが起こる背景と対処法」について、グループディスカッションもまじえて学びます。



講 師:合同会社ロゴス 社長 河野正夫 氏

日 時:平成21年9月9日(水) 13:30~16:30

場 所:アルファあなぶきホール(香川県民ホール)本館5F 第1・2会議室
高松市玉藻町9-10 (TEL:087-823-3131)

主 催:(財)21世紀職業財団香川事務所

対象者:管理者、人事・労務担当者、相談窓口担当者など 60名 (先着順)

参加費:8,000円(賛助会員は6,400円)



お申し込みは8月31日までにお願いします。

【お申し込み先】

人財多様性経営を支援する

財団法人21世紀職業財団香川事務所

〒760-0027 高松市紺屋町1-3 香川紺屋町ビル2F

TEL087-822-2027 FAX087-822-2023

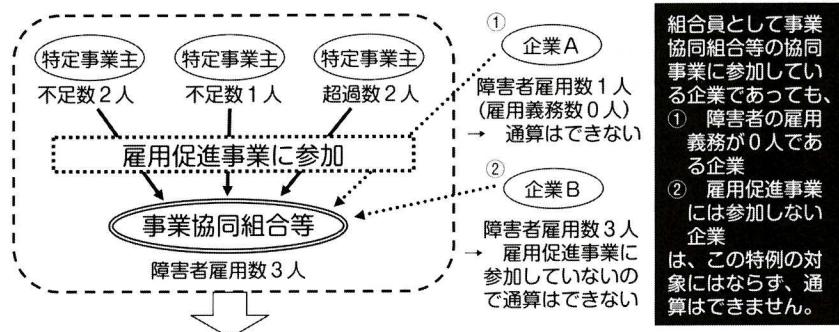
お知らせ

障害者雇用促進法が改正されました

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部が施行され、新たに事業協同組合等算定特例が創設されました。

平成21年4月から、中小企業が事業協同組合等を活用して共同事業を行い、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けたものについて、その事業協同組合等とその組合員である中小企業(特定事業主)における実雇用率を通算することができるようになります。

☆ 事業協同組合等算定特例は次のようなイメージです。



(事業協同組合等及び特定事業主で実雇用率を通算 → 合計 超過数2人)

詳細については、厚生労働省のホームページで閲覧することができます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha04/index.html>

2009 July

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

2日	新現役人材活用・発掘委員会	(高松商工会議所会館)
6日	ものづくり分野の人材育成・確保事業説明会	(岡山県)
7日	かがわ農商工連携ファンドキックオフセミナー	(アルファーあなぶきホール)
9日	香川地域若年者雇用問題検討会議	(高松サンポート合同庁舎)
	テーマ別情報提供研修～7/10	(東京都)
	国分寺町上下水道工事業協同組合通常総会	(味一)
13日	農商工連携等人材育成事業補助金説明会	(本会)
15日	高松市雇用対策協議会	(高松市役所)
16日	外国人研修・技能実習制度円滑化対象事業等道府県中央会指導員等研修会	(東京都)
17日	外国人研修生受入団体中央・地方連絡協議会全体会議	(東京都)
	香川県中小売小売商団体連合会視察研修会～18日	(大分県)
21日	社会福祉法人香川県共同募金会評議員会	(香川県共同募金会)
	香川商工中金会講演会・懇親会	(全日空ホテルクレメント高松)
26日	香川県食肉事業協同組合連合会通常総会	(リーガホテルレゼスト高松)
28日	香川県火災共済協同組合代理所会議	(香川県産業会館)
	高知市旅館ホテル温泉協同組合「観光開発ビジョン策定プロジェクト」事業意見交換会	(小豆島温泉観光振興協同組合)
	ものづくり中小企業製品開発等支援補助金審査委員会	(四国経済産業局)
29日	モデル組合選考委員会	(本会研修室)
30日	官公需確保対策地方推進協議会	(四国経済産業局)
	テーマ別情報提供研修～7/31	(東京都)
31日	地域商店街活性化法及び(株)商店街支援センター説明会	(高松サンポート合同庁舎)

9月から保険料が変わります

協会けんぽ（全国健康保険協会）の健康保険の保険料については、現在、全国一律の保険料（8.2%）となっていますが、
本年9月から都道府県支部毎の保険料率に移行します。

現行 8.2% ➤ ➤ ➤ 8.23%
(全国一律) (香川県)

全国健康保険協会 香川支部
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社／定価
1	1Q84book (1) (2)	村上 春樹	新潮社／各1,890円
2	日本人の知らない日本語	蛇藏&海野凪子	メディアファクトリー／924円
3	逆転のクレヴァス クラッシュ・ブレイズ	茅田 砂胡	中央公論新社／945円
4	差別と日本人	野中広務 辛淑玉	角川グループパブリッシング／760円
5	運命の人 (1) (2) (3) (4)	山崎 豊子	文藝春秋／各1,600円

香川県書店商業組合調べ